

○新たな県国土利用計画・土地利用基本計画の素案に関する意見とその対応について【再照会后】

	担当課・市町村等	ページ	項目等	修正意見等	修正・対応状況
〈前文〉					
1	復興・総合計画課	3	前文	本文中に、「復旧・復興に向けた」とあるが、「復興・再生に向けた」になるのではないか。	復興・再生に修正します。
〈1 本計画の役割〉					
2	復興・総合計画課	5	1 本計画の役割	「総合計画の部門別計画として、」とあるが、部門別計画の表現が変わる可能性がある。	「総合計画の部門別計画として、」を削除します。
3	復興・総合計画課	5	1 本計画の役割 イメージ図	「イメージ図」を「県国土利用計画・土地利用基本計画の位置づけと体系」に修正。	修正します。
4	復興・総合計画課	5	1 本計画の役割 イメージ図	「県国土利用計画・土地利用基本計画」が「法」よりも上位にあるように見える。「法」の場所を工夫することで対応できないか。	表現の仕方を修正します。
5	農業担い手課	5	1 本計画の役割 イメージ図	「農業振興地域の整備に関する法律」に修正願いたい。（「法」→「法律」）	修正します。
〈2 県土利用の基本方針〉					
6	復興・総合計画課	6	2 県土利用の基本方針 (1) 県土利用の基本理念	このため、県土の利用は、公共の福祉を優先させ、土地の適正な利用と管理により自然環境の保全と健康で文化的な生活環境の確保を「図ります。」を「図る必要があります。」に修正。	修正します。
7	復興・総合計画課	6	2 県土利用の基本方針 (1) 県土利用の基本理念	「福島県総合計画及び復興計画の基本方針やSDGsの視点も踏まえ、持続可能で活力ある県土形成を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行うものとします。」を「持続可能で活力ある県土形成を図ることを基本理念として、総合計画及び福島県復興計画の基本方針やSDGsの視点を踏まえ、総合的かつ計画的に行うものとします。」に修正。	修正します。
8	復興・総合計画課	6	2 県土利用の基本方針 (1) 県土利用の基本理念	SDGsの補足は入れないのか。	SDGsと土地利用の基本方針との関連について参考付表を作成しておりますので、参照とすることの注意書きを入れます。
9	復興・総合計画課	7	2 県土利用の基本方針 (2) 県土利用をめぐる基本的条件の変化 ア 複合災害からの復興の進展	「複合災害から9年が経過し、」を「複合災害から10年が経過し、」に修正。	修正します。

	担当課・市町村等	ページ	項目等	修正意見等	修正・対応状況
19	エネルギー課	8	2 県土利用の基本方針 (3) 県土利用をめぐる基本的条件の変化 エ 再生可能エネルギーの導入拡大	「2018年度末における再生可能エネルギー発電の導入量は、～」については、前回照会から今回照会のために2019年度末における導入量実績が公表されていることから、以下のとおり修正するもの。 2019年度末における再生可能エネルギー導入量は、設備容量ベース（大規模水力を除く）で2,582MWであり、2011年度末との比較では、約7.1倍となり、推進ビジョンで2020年度の目標として掲げた40%の達成が見込まれています。	修正します。
20	復興・総合計画課	9	2 県土利用の基本方針 (3) 県土利用の現状	「本県の県土面積は、1,378千haで、国土面積の約3.6%に相当しています。」と「県土面積の1,378千haのうち」を137万8千haに修正。	修正します。
21	復興・総合計画課	9	2 県土利用の基本方針 (3) 県土利用の現状	「原子力災害により、平成23年4月23日時点で、12市町村（注1）にまたがる県土の約12%が避難指示等区域となっていました。」とあるが、12市町村にまたがる県土と誤解されるおそれがあるので、「原子力災害により、平成23年4月23日時点で、県土の約12%が12市町村（注1）にまたがる避難指示等区域となっていました。」に修正。	修正します。
22	復興・総合計画課	10	2 県土利用の基本方針 (4) 県土利用における課題 前文	県土利用をめぐる基本的条件の変化を踏まえ、「本計画が取り組むべき課題は次のとおりです。」とあるが、この計画だけが取り組むべきと読めないか。	「次のような県土利用上の諸課題を考慮する必要があります。」に修正します。
23	復興・総合計画課	10	2 県土利用の基本方針 (4) 県土利用における課題 前文	「放射線不安の解消の促進などが課題となっています。」を「放射線に対する不安解消の促進などが課題となっています。」に修正。	修正します。
24	森林計画課	10	2 県土利用の基本方針 (4) 県土利用における課題	復興・創生期間後の復興の基本方針、福島再生計画等で、帰還困難区域や特定復興再生拠点区域の今後の在り方等について、述べていることから、県計画においても課題として記載すべきではないか。	御意見を踏まえ、アの2段落目に追記修正します。
25	復興・総合計画課	11	2 県土利用の基本方針 (4) 県土利用における課題 オ ポスト新型コロナウイルスと国土利用のあり方	「新型コロナウイルスの感染拡大の背景には、世界人口の増加や」の「世界人口の増加」は背景と言えるか。	背景の一因として考えられないわけではございませんが、「世界人口の増加や」を削除します。
26	復興・総合計画課	11	2 県土利用の基本方針 (4) 県土利用における課題 オ ポスト新型コロナウイルスと国土利用のあり方	「ポスト新型コロナウイルス」を「ポストコロナウイルス感染症」に修正。	修正します。
27	県中地方振興局 県南地方振興局	11	2 県土利用の基本方針 (4) 県土利用における課題 オ ポスト新型コロナウイルスと国土利用のあり方	「ウイルス」を「ウィルス」へ修正する。	修正します。

	担当課・市町村等	ページ	項目等	修正意見等	修正・対応状況
28	復興・総合計画課	11	2 県土利用の基本方針 (4) 県土利用における課題 オ ポスト新型コロナウイルスと国土利用のあり方	「この感染症の拡大は、社会経済活動等に大きな影響を与えました。」を収束時期にもよるが、「与えています。」と進行形も視野に入れてはどうか。	修正します。
29	復興・総合計画課	11	2 県土利用の基本方針 (4) 県土利用における課題 オ ポスト新型コロナウイルスと国土利用のあり方	「テレワークや在宅勤務、ワーケーション等の取組が進み、オフィスの分散化や多様な暮らし方を求め、」を「～、オフィスの分散化や多様な暮らし方を求めて、」に修正。	修正します。
30	森林計画課 県中地方振興局	12	2 県土利用の基本方針 (4) 県土利用の基本的な考え方（基本方針）について	(5) となるのではないかと	修正します。
31	県中地方振興局	12	2 県土利用の基本方針 (4) 県土利用の基本的な考え方（基本方針）について	「(3) で示した課題に～」とあるが、課題を示しているのは「(4)」になるため修正する。	修正します。
32	森林計画課	13	2 県土利用の基本方針 (4) 県土利用の基本的な考え方（基本方針）について	P10で課題として、帰還困難区域や特定復興再生拠点区域について記入するのであれば、基本方針においても県における帰還困難区域や特定復興再生拠点区域の在り方について記載すべきである。	県土利用の基本的な考え方としての記載は、ア（ウ）に包含させていただきます。
33	復興・総合計画課	13	2 県土利用の基本方針 (5) 県土利用の基本的な考え方（基本方針）について ア 県土の魅力高め、光り輝く未来に向けた土地利用 (ア) 福島を「光」輝く未来へつなげる	「あらゆる主体が連携・協働により」が、総計では、協働の部分が共創になっているので、修正。	「協働」を「共創」に修正します。
34	復興・総合計画課	13	2 県土利用の基本方針 (5) 県土利用の基本的な考え方（基本方針）について ア 県土の魅力高め、光り輝く未来に向けた土地利用 (イ) ふくしまに想いを寄せる全ての人々の力を結集し、将来を見据えた県土づくりへ	「空間放射線量の低減に向けた取組と、」が（イ）のタイトルと中身が一致していないと感じる。原発事故が前面に出過ぎ。	「空間放射線量の低減に向けた取組と、」を削除します。
35	復興・総合計画課	13	2 県土利用の基本方針 (5) 県土利用の基本的な考え方（基本方針）について ア 県土の魅力高め、光り輝く未来に向けた土地利用 (イ) ふくしまに想いを寄せる全ての人々の力を結集し、将来を見据えた県土づくりへ	「子供やその親たち」の後に「など生活する人」と追記。	修正します。

	担当課・市町村等	ページ	項目等	修正意見等	修正・対応状況
36	復興・総合計画課	14	2 県土利用の基本方針 (5) 県土利用の基本的な考え方(基本方針)について イ 活力ある県土づくりに向けた土地利用(ア) 色あせないふくしまの地図を未来へつなぐ	「出会い、交流する空間づくり」は、再生可能エネルギーの空間づくりか。急に“出会い”が出てきている感じがする。	文章を「再生可能エネルギー先駆けの地を目指して、地域と共生し、地域活性化につながる再生可能エネルギーの導入拡大を図るとともに、関連産業の育成・集積を図ります。」に修正します。
37	復興・総合計画課	14	2 県土利用の基本方針 (5) 県土利用の基本的な考え方(基本方針)について イ 活力ある県土づくりに向けた土地利用(イ) 個性や多様性を生かした魅力あるふくしまらしい地域づくりへ	「移住希望者等が、魅力ある理想の住まいを求め、安心して暮らすことができるよう住環境の確保を支援するなど、希望者の受け入れ体制の整備を推進するとともに、市街地については、低未利用地等を有効利用した魅力あるまちづくりを推進し、交流人口の拡大により、地域活性化と土地利用の効率化を図ります。」で、個性や多様性は、どこで読むのか。	「移住希望者等が、魅力ある理想の住まいを求め、安心して暮らすことができるよう住環境の確保を支援するなど、」の後に、「多彩な地域資源を生かして」を追記します。
38	復興・総合計画課	14	2 県土利用の基本方針 (5) 県土利用の基本的な考え方(基本方針)について イ 活力ある県土づくりに向けた土地利用(ウ) 地域資源を生かしてふくしまの宝へ	「(ウ) 地域資源を生かしてふくしまの宝へ」、どうするのか。	「(ウ) 地域資源を生かしてふくしまの宝へつなげる」に修正します。
39	道路計画課	14	2 県土利用の基本方針 (4) 県土利用の基本的な考え方 イ 活力ある県土づくりに向けた土地利用(ウ) 地域資源を生かしてふくしまの宝へ	・広域的な道路ネットワーク強化の効果について記載するため表現を以下のとおり修正する。 『広域的な道路ネットワークの強化により、物流の効率化、空港・港湾の有効活用、 <u>観光ルートの整備</u> や企業立地促進による <u>経済の活性化</u> などに向け地域間の連携・交流の促進を図るとともに、美しい自然や景観、歴史・文化、伝統工芸品、特産品などの魅力あふれる地域資源を活用して <u>観光を始めとする</u> 交流人口の拡大や首都圏等からの移住定住の <u>を促進する</u> など、地域の活力の維持・向上を図るための土地利用を推進します。』	修正します。
40	県南地方振興局	14	(4) 県土利用の基本的な考え方(基本方針)について イ 活力ある県土づくりに向けた土地利用(イ) 個性や多様性を生かした魅力あるふくしまらしい地域づくりへ	「…希望者の受け入れ体制の整備を推進するとともに、市街地については…」を「…希望者の受け入れ体制の整備を推進するとともに、市街地については…」に修正。	修正します。
41	農業担い手課	17	2 県土利用の基本方針 (5) 県土利用の基本的な考え方(基本方針)について オ 人の営みと自然の営みが調和した土地利用(イ) 地域コミュニティが生き生きと活動するまちづくりを推進する	「農地については～調和を図ります。」の文は「(イ) 地域コミュニティが生き生きと活動するまちづくりを推進」の項目に関連する記載となっていないと思われるため、「(ウ) 人と自然が調和した魅力ある県土利用を推進」の項目へ移動した方が適切ではないか。	修正します。
42	復興・総合計画課	17	2 県土利用の基本方針 (5) 県土利用の基本的な考え方(基本方針)について オ 人の営みと自然の営みが調和した土地利用(イ) 地域コミュニティが生き生きと活動するまちづくりを推進する	「農地については、担い手への農地利用集積や生産基盤の整備、生産振興対策等により農地としての活用を推進するとともに、森林や緑地についても、整備・保全を行い、流域における水循環と土地利用の調和を図ります。」について、項目名と内容が一致しない。	文章を、「(ウ) 人と自然が調和した魅力ある県土利用を推進」の項目へ移動します。

	担当課・市町村等	ページ	項目等	修正意見等	修正・対応状況
〈3 計画の実現に向けた措置の概要〉					
43	復興・総合計画課	18	3 計画の実現に向けた措置 (1) 県土の魅力を高め、光り輝く未来に向けた土地利用 前文	「複合災害からの復旧・復興の進展を踏まえつつ、県土の更なる発展に向けて、県土利用の基本的な考え方（基本方針）を踏まえて計画を実現するために必要な措置を講じることとします。」について、「踏まえ」という言葉が続いていて、分かりにくい。	文章を、「複合災害からの復興・再生と県土の更なる発展に向けて、県土利用の基本的な考え方（基本方針）を踏まえ、計画を実現するために必要な措置を講じることとします。」に修正します。
44	復興・総合計画課	19	3 計画の実現に向けた措置 (1) 県土の魅力を高め、光り輝く未来に向けた土地利用 イ ふくしまの「みなぎる活力」発揮へ	「イ ふくしまの「みなぎる活力」の発揮へ」に修正。	修正します。
45	復興・総合計画課	19	3 計画の実現に向けた措置 (1) 県土の魅力を高め、光り輝く未来に向けた土地利用 イ ふくしまの「みなぎる活力」発揮へ	「また、原子力災害や」は、「また、複合災害や」ではないか。	複合災害に修正します。
46	復興・総合計画課	19	3 計画の実現に向けた措置 (1) 県土の魅力を高め、光り輝く未来に向けた土地利用 イ ふくしまの「みなぎる活力」発揮へ	「あらゆる主体が連携・協働により」が、総計では、協働の部分が共創になっているので、修正。	修正します。
47	復興・総合計画課	20	3 計画の実現に向けた措置 (1) 県土の魅力を高め、光り輝く未来に向けた土地利用 エ 安心して暮らせるふくしまの土地利用	文全体、重複感がある。	重複感の軽減を図るため、2段落目は、「また、産業の更なる活性化と生活圏相互の交流を図るため、県土の連携軸を強化し、都市と過疎・中山間地域などの地域間の機能分担や連携・交流・定住など地域の活力を維持・向上させるための土地利用を推進します」を削除します。 その結果、3段落目の「さらに、」を「また、」に修正します。
48	復興・総合計画課	20	3 計画の実現に向けた措置 (1) 県土の魅力を高め、光り輝く未来に向けた土地利用 エ 安心して暮らせるふくしまの土地利用	「さらに、子供やその親たちが安心して生活し、子育てがしたいと思えるような生活環境が整い、子供の健やかな成長とふくしまの将来の産業を担う人づくりが図られる土地利用を推進します。」は子ども中心だが、高齢者や障がいのある方は総論に含まれているか。 また、この文は、他の所にもあった。	修正します。 P 1 3の基本方針のア（イ）についても修正します。
49	復興・総合計画課	21	3 計画の実現に向けた措置 (2) 活力ある県土づくりに向けた土地利用 前文	「急速な人口減少と～」を「急激な人口減少と～」に修正。	修正します。
50	復興・総合計画課	21	3 計画の実現に向けた措置 (2) 活力ある県土づくりに向けた土地利用 ア 新しいひと・モノの流れをつくる	「再生可能エネルギー関連産業の誘致や企業間ネットワーク構築から研究開発、事業化、販路拡大、海外展開まで一体的・総合的に支援するなど、」同じ名詞で受けるため、修正。	「再生可能エネルギー関連産業の誘致や、企業間ネットワーク構築から研究開発、事業化、販路拡大、海外展開までの一体的・総合的な支援など、」に修正します。
51	復興・総合計画課	21	3 計画の実現に向けた措置 (2) 活力ある県土づくりに向けた土地利用 イ にぎわい、出会い、交流する空間をつくる	「また、安全で安心な、そして魅力ある農林水産物の提供を通して～」を「また、安全・安心で、魅力ある農林水産物の提供を通して～」に修正。	修正します。

	担当課・市町村等	ページ	項目等	修正意見等	修正・対応状況
52	復興・総合計画課	22	3 計画の実現に向けた措置 (2) 活力ある県土づくりに向けた土地利用 ウ 人と地域がつながる土地利用の推進	「中心市街地については、空き店舗等低未利用地を有効利用した魅力あるまちづくりと交流人口の拡大による市街地の活性化と土地利用の効率化を図ります。」を「～魅力あるまちづくりや交流人口の拡大による市街地の活性化、土地利用の効率化を図ります。」に修正。	修正します。
53	建築指導課	22	3 計画の実現に向けた措置 (2) 活力ある県土づくりに向けた土地利用 ウ 人と地域がつながる土地利用の推進	空き家・空き地の活用を支援 → 空き家の活用を支援 県では、空き地活用の支援は行っていない。	「空き家等の活用を支援」に修正します。
54	復興・総合計画課	22	3 計画の実現に向けた措置 (2) 活力ある県土づくりに向けた土地利用 エ 限りある県土の有効活用を図る	「行政、医療、介護、福祉、商業等の都市機能や住居を中心市街地や生活拠点等に集約化することで、社会資本の維持コストを削減でき、安全で暮らしやすいコンパクトなまちづくりを推進します。」は、P16の「エ 持続可能な社会の実現に向けた土地利用」の区分ではないか。P17の「オ 人の営みと自然の営みが調和した土地利用」にも出てくる。	他の項目で、2ヶ所に記載があるので、敢えて「行政、医療、～。」を削除します。 「農地については、食料の安定的な生産に必要な基礎的資源であり、」を「食料の安定的な生産に必要な基礎的資源である農地は」に修正します。
55	農業担い手課	22	3 計画の実現に向けた措置 (2) 活力ある県土づくりに向けた土地利用 エ 限りある県土の有効活用を図る	「農地については～積極的に推進します。」は、次ページのオに記載の方が適切と考える。 代わりに、「農地については、土地利用の不可逆性や農業・農村の多面的機能などを総合的に検討し、慎重かつ計画的に行う必要があります。」(P11のエの再掲)を記載していただきたい。	「農地については～積極的に推進します。」は、御意見の通り次ページのオに移動します。 「農地については、土地利用の不可逆性や農業・農村の多面的機能などを総合的に検討し、慎重かつ計画的に行う必要があります。」(P11のエの再掲)の記載については、P29(5)人の営みと自然の営みが調和した土地利用、イの項に適切に記載しています。
56	復興・総合計画課	24	3 計画の実現に向けた措置 (3) 県土の安全性を高める土地利用 イ 安心・安全な県土の再生へ	「多様な主体が有機的に連携しながら貯水施設の整備や避難体制の強化など都市部における浸水対策を推進します。」を「多様な主体の有機的な連携による防水施設の整備や避難体制の強化など都市部における浸水対策を推進します。」に修正。	修正します。
57	復興・総合計画課	24	3 計画の実現に向けた措置 (3) 県土の安全性を高める土地利用 イ 安心・安全な県土の再生へ	「また、年々変化する雨の降り方に対して、」別の表現があれば修正する。	「気候変動による大雨に対しては、」に修正します。
58	復興・総合計画課	24	3 計画の実現に向けた措置 (3) 県土の安全性を高める土地利用 イ 安心・安全な県土の再生へ	「～、防災・減災の強化のみならず、将来的な人口減少や少子高齢化による地域防災コミュニティの弱体化を踏まえるとともに、」を「～、将来的な人口減少や少子高齢化による地域防災コミュニティの弱体化を踏まえ、防災・減災の強化のみならず、」に修正。	修正します。
59	道路計画課	25	3 計画の実現に向けた措置 (3) 県土の安全を高める土地利用 ウ 既存施設の有効活用を図り、防災・減災機能を高める	・減災・防災機能向上のための防災事業(災害防除事業など)を連想させるため、文言の追加、修正する。 適切に維持管理された 安全性の高い 社会資本を 有効積極的に 活用し、減災・防災機能を高めます。 …略…、関係管理施設等の 健全な正常な 状態を常時確保するなど防災・減災対策を推進します。	修正します。

	担当課・市町村等	ページ	項目等	修正意見等	修正・対応状況
60	空港施設室	25	3 計画の実現に向けた措置 (3) 県土の安全を高める土地利用 ウ 既存施設の有効活用を図り、防災・減災機能を高める	文中1行目以降を下記のように修正願います。 「また、福島空港については、東日本大震災の経験を踏まえて、広域的防災機能の強化を図る空港として位置づけ、予防保全を重視した計画的な維持管理・更新等を実施し、適正な空港機能を保持します。」 ↓ 「また、福島空港については、旅客機就航等の一般利用に加えて、東日本大震災の経験を踏まえて、災害発生時における人命救助・物資輸送等の活動拠点としての役割も担えるよう、予防保全を重視した計画的な維持管理・更新等を実施し、適正な空港機能を保持します。」	修正します。
61	復興・総合計画課	26	3 計画の実現に向けた措置 (3) 県土の安全性を高める土地利用 オ 暮らしの基盤となる県土利用の推進	「総合的な土砂災害対策」について、具体例を入れた方が良いのではないかと。	「土砂災害への取組については、」の後に、「がけ崩れ防止工事と土砂災害警戒区域等の指定など」を追記します。
62	砂防課	26	3 計画の実現に向けた措置 (3) 県土の安全性を高める土地利用 オ 暮らしの基盤となる県土利用の推進	土砂災害対策の目的に快適性、利便性の向上は含まれないため、 「土砂災害への取組については、 <u>ハード・ソフト</u> が一体となった総合的な土砂災害対策を推進するとともに、 <u>地域に密着した生活基盤の安全性、快適性、利便性の向上を図ります。</u> 」を 「土砂災害への取組については、 <u>ソフト・ハード</u> が一体となった総合的な土砂災害対策を推進し、 <u>住民の生命と財産を守り、安全で安心できる生活基盤の確保を図ります。</u> 」に修正した方がよい。	修正します。 (ただし、前記意見により例示を追記します。)
63	復興・総合計画課	27	3 計画の実現に向けた措置 (4) 持続可能な社会の実現に向けた土地利用 ア 再生可能エネルギーの導入拡大	P28の「ウ 持続可能な社会を実現する適切な県土利用」と重複している感じがする。	アの1段落目「再生可能エネルギー先駆けの地を目指して、土砂災害などの自然災害の危険性が低い安全な地域においては、地域と共生し、地域活性化につながる再生可能エネルギーの導入を促進します。」を「再生可能エネルギー先駆けの地を目指して、土砂災害などの自然災害の危険性が低い安全な地域においては、自然環境、生態系、景観等への配慮や、適正な維持管理、事業廃止後の撤去・原状回復等について関係法令を遵守するとともに、国のガイドライン等に基づき、事業計画作成の初期段階から地域住民や地元の理解を得ながら進めるなど地域と共生し、地域活性化につながる再生可能エネルギーの導入を促進します。」に修正します。 「その際、太陽光や風力発電の」を「また、太陽光や風力発電の」に修正します。
64	復興・総合計画課	28	3 計画の実現に向けた措置 (4) 持続可能な社会の実現に向けた土地利用 ウ 持続可能な社会を実現する適切な県土利用	P27の「ア 再生可能エネルギーの導入拡大」と重複している感じがする。	ウの記載を削除し、前段の文章をアに統合します。 後段の文章の一部は、エに含め、「水源涵養機能などいずれも」を「水源涵養機能等のほか、二酸化炭素の吸収源であるなど」に修正します。また、ウを削除したことにより「エ 豊かで多様な自然環境の保全」を「ウ 豊かで多様な自然環境の保全」に修正します。
65	建築指導課	29	3 計画の実現に向けた措置 (5) 人の営みと自然の営みが調和した土地利用 イ 人と自然が調和した適切な県土管理	空き家・空き地の活用を支援 → 空き家の活用を支援 県では、空き地活用の支援は行っていない。	「空き家等の活用を支援」に修正します。

	担当課・市町村等	ページ	項目等	修正意見等	修正・対応状況
66	復興・総合計画課	30	3 計画の実現に向けた措置 (5) 人の営みと自然の営みが調和した土地利用 ウ あらゆる主体が連携した取組の推進	文章から” あらゆる主体” が見えない。	「県民、事業者、市町村等、あらゆる主体が連携し、」を始めに追記修正します。
67	復興・総合計画課	30	3 計画の実現に向けた措置 (6) 国土利用計画法等のマネジメントの推進	「土地関係法令、条例、要綱など」とあるが、要綱はランクが低すぎないか。	「土地利用関係法令等」に修正します。
〈4 県土の特性を踏まえた地域ごとの土地利用の基本方向〉					
68	復興・総合計画課	31	4 県土の特性を踏まえた地域ごとの土地利用の基本方向	「地域ごと」ではなく「地域別」の方が適当ではないか。	「地域別」に修正します。
69	農業担い手課	32-38	(1) ~ (7)	各地域の概要については、農林事務所の意見も反映するようにしていただきたい。	本計画の策定に当たっては、福島県土地利用調整会議設置要綱に基づき、会議の構成課から意見をいただくこととしています。 なお、各地域別の概要については、各地方振興局から全般的な意見をいただいています。
70	復興・総合計画課	32	4 県土の特性を踏まえた地域ごとの土地利用の基本方向 (1) 県北地域	「企業誘致や人材育成を推進していくことが求められています。」とあるが、求めている主体は誰か。	「企業誘致や人材育成を推進していくことが期待されています。」に修正します。
71	桑折町	32	4 県土の特性を踏まえた地域ごとの土地利用の基本方向 (1) 県北地域	P37 (6) 相双地域において「県北地域や首都圏との連携・交流の強化が期待されています。」とあることや、東北自動車道の大笹生ICや伊達桑折IC周辺に物流業者が進出している現状を踏まえ、「東北・山形新幹線、東北自動車道及び東北中央自動車道（相馬福島道路）の整備などにより首都圏や相双地域、宮城、山形方面へのアクセスが充実しているため、物流拠点として様々な地域との連携・交流の強化が期待されます。」とし、相双地域との関連性及び土地利用の可能性を示したい。	修正します。
72	復興・総合計画課	36	4 県土の特性を踏まえた地域ごとの土地利用の基本方向 (5) 南会津地域	「過去に豪雨によって道路崩落による交通の分断や河川氾濫など・・・」とあるが、「豪雨によって道路崩落による」が重複している。	「過去に豪雨によって道路が崩落し、交通の分断や河川氾濫など・・・」に修正します。
73	南会津地方振興局	36	4 県土の特性を踏まえた地域ごとの土地利用の基本方向 (5) 南会津地域	以下のとおり修正する。 南会津地域は、阿賀川流域の東部地域と只見川・伊南川流域の西部地域に大別されます。全国屈指の豪雪地帯であり、日本最大の山岳湿原が魅力の尾瀬国立公園や、広大なブナの原生林等が広がる越後三山只見国定公園など雄大な自然環境を有しています。森林の割合が全体の9割を超え、山々の間を流れる河川に沿って集落と耕地が形成されています。 地域の全域が過疎・中山間地域であり、基幹産業である農林業では就業者の減少や高齢化が顕著となっており、多様な担い手を育成しつつ、生産基盤のさらなる整備や広大な森林等の地域資源を生かした産業の振興が求められています。 東武鉄道特急の乗り入れにより首都圏と直結しており、さらに、会津縦貫南道路、国道289号八十里越などの整備により、首都圏や新潟県との連携・交流の活性化が期待されています。 なお、地域内には、急峻な地形が多く、過去には、豪雨によって道路崩落による交通の分断や河川氾濫など甚大な被害が発生しており、引き続き自然災害への備えが必要な地域です。	修正します。

	担当課・市町村等	ページ	項目等	修正意見等	修正・対応状況
74	復興・総合計画課	38	4 県土の特性を踏まえた地域ごとの土地利用の基本方向 (7) いわき地域	「重要港湾である小名浜港の東日本大震災からの復旧も進むなど、」は、まだ完了していないということで良いか。	「復旧も進むなど」を「復旧・整備等により」に修正します。
〈5 地域区分ごとの土地利用の原則〉					
75	都市計画課	39	5 地域区分ごとの土地利用の原則 (1) 都市地域	下2行「また、人口の集約状況に応じ、都市地域の縮小についても促進していくものとしします。」については、都市地域の土地利用の原則は現行計画に記載どおりのため、提案の2行は削除（採用しない）。 なお、個別に土地利用の転換（都市地域の縮小・自然公園地域等の重複地域の解消等）が必要な場合は、関係課にご相談ください。 ・南湖公園 ・自然公園地域と都市地域が重複 ・都市公園地域及び用途地域が指定されている	再修正します。
〈6 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針〉					
76	復興・総合計画課	45-48	6 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針 (1) 土地利用の優先順位、土地利用の誘導の方向等 ア 都市地域と農業地域とが重複する地域 イ 都市地域と森林地域とが重複する地域 ウ 都市地域と自然公園地域とが重複する地域 エ 都市地域都市全保全地域とが重複する地域 オ 農業地域と森林地域とが重複する地域 カ 農業地域と自然公園地域とが重複する地域	各項目の「①、②、③」を「(ア)、(イ)、(ウ)」に修正。	修正します。
77	白河市	49	五地域区分の重複する地域の土地利用の調整指導方針（表）	〔凡例〕の「制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複のないもの」について、下部の説明では空白としているが、表では「×」または「\」となっているので統一したほうがよい。	修正します。
[参考付表]					
78	復興・総合計画課	54	[参考付表] SDGs と県土利用の基本方針との関連	「17 パートナリーシップで目標を達成しよう」の項目は、全て“○”ではないか。	修正します。

	担当課・市町村等	ページ	項目等	修正意見等	修正・対応状況
その他					
79	建築指導課		担当課一覧表	2(4)イ、3(3)ウ 建築指導課→削除 記載事項に関連業務なし	修正します。
80	農村計画課		担当課一覧表(案) 7頁 2(2)ア複合災害からの復興の進展	農林水産部の担当課 修正前：農村計画課 修正後：農村基盤整備課	修正します。
81	農村計画課		担当課一覧表(案) 27頁 3(3)オ暮らしの基盤となる県土利用の推進	農林水産部の担当課 修正前：農地管理課 修正後：農村計画課、農地管理課	修正します。
82	農村計画課		担当課一覧表(案) 28頁 3(4)エ豊かで多様な自然環境の保全	農林水産部の担当課 修正前：農地管理課 修正後：農村計画課	修正します。